

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
1	<p>1. 職員問題</p> <p>①自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。</p>	<p>職員配置につきましては、組織のマネジメントを的確に発揮できる体制を構築したうえで、全庁的に体制を整備しております。</p> <p>また、職員の採用につきましては、引き続き、計画的に行ってまいります。</p>	人事室
2	<p>②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。</p>	<p>管理職の女性比率の向上に向けた昇任制度の確立を進めているところであり、引き続き、女性の活躍の更なる推進を図ってまいります。</p>	人事室
3	<p>③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。</p>	<p>外国語のスキルを条件とした職員の採用は行っておりませんが、各部局へのヒアリングに基づき、職員の適性等を考慮して配置しており、今後も適正な配置に努めてまいります。</p>	人事室

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
4	<p>2. こども・シングルマザー等貧困対策関係</p> <p>①こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。</p>	<p>こどもの貧困実態調査につきましては、大阪府が実施する本市を含む広域での調査結果に基づき、子どもの貧困対策を進めております。今後も、引き続き、国や府の動向を注視するとともに、現況届等を活用し実態の把握に努めてまいります。</p> <p>ヤングケアラーについては、ヤングケアラーに関わる関係課がそのノウハウを蓄積することで、関係機関の協力体制の構築などについても検証を進めることとし、その上で実態調査の実施時期についても検討しているところです。</p> <p>また、ヤングケアラー支援における組織の在り方については、検討してまいります。</p>	<p>高齢介護室 こどもを守る課</p>
		<p>学校におけるヤングケアラーの実態把握につきましては、教職員、学校への調査、児童生徒個人へのアンケート調査を実施し、その調査結果を各学校へ共有をおこなっており分析結果をもとに適切な支援へつなげていきたいと考えております。</p>	<p>教育指導課</p>
5	<p>②子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。</p>	<p>子ども及びひとり親家庭医療費助成の自己負担については、持続可能な制度運営をするため、府内共通の取扱いとして実施されており、今後も各市町村との整合を図る必要があると考えています。</p>	<p>医療助成担当</p>
		<p>妊婦健康診査事業において、大阪府内の産科医療機関又は助産所での健康診査に対し、妊婦1回あたり17回、135,000円（多胎妊婦の場合は22回、160,000円）の助成を行っています。産婦健康診査事業においても同様に産婦1人あたり2回、10,000円の助成を行っています。また府外で受診された場合は、その費用を助成金として交付しています。引き続き本事業において妊産婦の経済的支援を継続してまいります。</p>	<p>子育て支援課</p>

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
6	<p>③コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPOや市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。</p>	<p>社会福祉協議会では善意銀行事業として、市民から預託された金品や地域貢献委員会の施設から預託された食料などを地域の福祉・生活困窮者の支援のために有効活用しています。</p>	福祉総務課
		<p>フードドライブにつきましては、令和4年10月から生活協同組合おおさかパルコープと連携協定を締結のうえ、常設実施しており、市民等の協力により集まった食材を、子ども食堂運営団体や市社会福祉協議会に提供しております。</p> <p>引き続き、子ども食堂運営団体及び生活困窮者自立支援制度等を所管する福祉部門やフードドライブへの協力を得た事業所と連携を図ってまいります。</p>	環境総務課
		<p>子ども食堂につきましては、市補助金による支援を行うとともに、民間からの食材の寄贈の情報提供を行っています。</p>	こどもを守る課

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
7	④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。	<p>就学前児童の給食費無償化につきましては、幼児教育・保育の無償化開始前においても、保育料の一部として保護者が負担してきたこと、在宅で子育てする場合においても生じる費用であることから、国において、保育料無償化後もこの考えを維持することを基本とし、実費徴収の取り扱いとされたところであり、本市においても国の方針に則しております。</p> <p>継続した給食費の無償化につきましては、国からの補助等もなく、財源の確保に課題があると認識しております。</p> <p>なお、物価高騰の影響を受ける子育て世代の経済的負担を軽減するため、期間を限定し、令和5年4月から令和5年12月までの間、保育所等の給食費の無償化を実施しております。</p>	保育課
		<p>小中学校の給食につきましては、「今後の学校給食（温かい給食の拡充等）基本方針」に基づき進めてまいります。</p> <p>学校給食費の無償化につきましては、小学校は令和5年12月まで実施し、以降については12月時の市場情勢等を踏まえ、検討していくこととしております。</p> <p>また、中学校については、市独自施策として無償化しており、今後も継続して実施してまいります。</p>	施設給食課
8	⑤児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。	<p>児童扶養手当の申請時、及び、現況届時については、国の通知等に基づいて適切に対応しており、必要以上の聞き取りを行うことはございません。</p> <p>また、面接時の内容に応じて他の制度の紹介や日本語が苦手な方へできる限り配慮した対応に努めております。</p>	こどもを守る課

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
9	<p>⑥学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーは、家庭環境など子どもたちの抱える問題、不登校や非行などの問題に対して、学校・家庭や地域さらには関係諸機関等に働きかけることでその環境を調整するなど、早期解決を行う「福祉的アプローチ」を学校に取り入れることを目的としております。スクールソーシャルワーカーの活動につきましては、学校の実態に応じて精査し活動を行っているところです。</p>	教育指導課
		<p>学校歯科検診において、要受診と診断された児童生徒に対しては、受診勧告により受診を促しており、未受診の児童生徒へは、再度文書による受診勧告や個人懇談の際に受診を呼びかけるなどによる対応を行っております。また、口腔崩壊への具体的な対策につきましては、保護者へ複数回呼びかけを行うなど、保護者への接触も行っております。なお、児童・保護者と一緒に歯科医へ診てもらいに行くなど、福祉と連携して対応した事案もございますが、第三者による付き添いなど様々な受診に繋がる取組を状況に応じて検討してまいります。</p>	学務課
10	<p>⑦児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。</p>	<p>給食後の歯磨き指導につきましては、感染症拡大状況等に留意しながら取り組んでまいります。また、歯磨き指導以外の口腔内の健康を守る取組につきましても、状況に応じ検討してまいります。</p>	学務課

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
11	⑧障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。	本市におきましては、一般の歯科診療で治療が困難な障害児に対して、寝屋川市立あかつき・ひばり歯科診療所において、障がい児歯科診療を実施しております。 市HPやパンフレットを作成しており、新たにリーフレットを作成する予定はございません。	子育て支援課
		本市におきましては、障がい者の方が安心して歯科診療を受けることができるよう、保健福祉センター診療所において障害者歯科診療を実施しております。 一次医療圏において、障がい者の方を診療可能な歯科診療施設を案内するリーフレットの作成につきましては、関係機関と協議してまいります。	健康づくり推進課
12	⑨公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考えのもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。	⑨市営住宅全戸数564戸、空家戸数338戸（令和5年7月1日現在） 政策空家としておりますので、ご要望の取り組みは、現在は行っておりません。	まちづくり推進課
13	3. 医療・公衆衛生(コロナ5類対応も含) ①新型コロナ対策について ・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。	本市は保健所設置市であるため、保健所の機能強化及び保健師等の人材確保については、市が取り組んでまいります。	保健総務課 保健予防課

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
14	<p>・移行期間終了後（9月以降）の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。</p>	<p>地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットラインの設置を含めた移行期間終了後の入院調整については、国・府の動向を踏まえ、実情に応じ、適切に対応してまいります。</p>	保健予防課
15	<p>・5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了としているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。</p>	<p>高齢者世帯や独居の方への支援については、感染症法上の位置づけ変更に応じた対応となることから、国・府の動向を注視してまいります。</p>	保健予防課
16	<p>②老人医療費助成制度について ・昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。</p>	<p>高齢者を含む福祉医療の助成制度については、持続可能な制度運営をするため、府内共通の取扱いとして実施されており、新たな制度を創設することは困難であり、今後も各市町村との整合を図る必要があると考えています。</p>	医療助成担当

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
17	<p>③健康保険証とマイナンバーカードの1本化について</p> <p>・国は健康保険証を廃止してとマイナンバーカード1本化が審議されている（5月16日現在）。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。</p>	<p>保険料を全額支払えない世帯に対して発行している短期被保険者証については、法改正に伴い判断基準を含め廃止します。</p>	国民健康保険担当
		<p>保険料の納付が困難な場合は、保険料の分割納付相談等対応を継続してまいります。</p>	徴収・納付担当
18	<p>④地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。</p>	<p>現在、保健福祉センターに歯科衛生士を配置しております。必要な職種の採用・配置については、今後も、各部局へのヒアリング等に基づき、適正な実施に努めてまいります。</p>	人事室
19	<p>4. 国民健康保険</p> <p>①コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。</p>	<p>令和6年度に府内統一となる国民健康保険料については、大阪府国民健康保険運営方針において、「府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図る」ことを目的としており、府の運営方針を尊重すべきと認識しています。</p> <p>また、子どもにかかる均等割保険料については、軽減額等を拡充するよう国及び府に要望しております。</p>	国民健康保険担当

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
20	②国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。	傷病手当金につきましては、厚生労働省からの通知に基づき、被用者の療養中の生活を保障するための制度を整備した国民健康保険条例に基づき対応しています。 また、傷病手当金等の周知については、チラシを納付書等に同封し、周知を図るとともに、市ホームページ、広報、パンフレット等で制度を周知しております。	国民健康保険担当
21	③マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。	マイナンバー法等の一部改正法が公布されましたが、詳細な事務運用等については、現在、国において検討されており、その動向を注視してまいります。	国民健康保険担当
22	⑤国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の案内を作成しております。	国民健康保険担当
23	5. 特定健診・がん検診・歯科健診等 ①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。	特定健康診査及びがん検診につきましては、未受診者への受診勧奨方法の効果を検証し、必要に応じて、勧奨方法を見直すなど、引き続き受診率の更なる向上に取り組んでまいります。 また、外国語対応の案内につきましては、市が発行している「外国人のための生活ガイド」において、健（検）診の実施について掲載しております。	健康づくり推進課

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
24	<p>②住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法（2011年施行）では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。</p>	<p>歯科口腔保健計画につきましては、寝屋川市の健康増進を総合的に推進するマスタープランである「寝屋川市健康増進計画」に包含し、推進しているところでございます。</p> <p>歯科口腔保健条例の制定及び成人歯科健康診査の拡大実施並びに、特定健康診査の実施項目につきましては、調査・研究を進めてまいります。</p>	健康づくり推進課
25	<p>6. 介護保険・高齢者施策</p> <p>①第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。</p>	<p>一般財源からの繰入れによる基準額の引下げにつきましては、国において適当でないとしております。国庫負担の引き上げについては、調整交付金を国庫負担金と別枠とする要望の引き上げを引き続き行ってまいります。</p> <p>介護給付費準備基金の取り崩しについては、状況を見極めながら適切に対応してまいります。</p>	高齢介護室
26	<p>②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。</p>	<p>市独自の減免制度につきましては、所得要件等について、他市の状況を調査・研究する中で、その必要性について見極めてまいります。</p>	高齢介護室
27	<p>③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。</p>	<p>低所得者の利用料減免制度につきましては、市独自制度の創設は現時点では考えておりません。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）につきましては、個々の事情を確認し、適切に対応してまいります。</p>	高齢介護室

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
28	<p>④⑤総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について</p> <p>イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。</p> <p>ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。</p> <p>ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。</p>	<p>イ、利用するサービスにつきましては、継続・新規に関わらず、アセスメントの結果を基に利用者の状態に応じ自立支援に向けたサービスを選択、決定することとなります。また、サービスの利用に当たっては、要介護（要支援）認定申請をすることとしています。</p> <p>ロ、総合事業の現行相当サービスの単価につきましては、従来額のとおり設定しています。</p> <p>ハ、自立支援型地域ケア会議などにつきましては、高齢者の自立支援を目的とした運用を行っています。</p>	高齢介護室
29	<p>⑥保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。</p>	<p>介護サービスの提供につきましては、高齢者保健福祉計画に基づき適切に行うとともに、介護予防・自立支援に向けた取組及び介護給付適正化計画に基づく適正化事業を実施してまいります。</p>	高齢介護室
30	<p>⑦高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。</p>	<p>高齢者の見守りについては、地域に根差した取組を推進できるよう、関係機関、事業者とのネットワークの構築を推進してまいります。</p>	高齢介護室

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
31	⑧電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。	電気料補助制度につきましては、今後、国の動向を注視してまいります。	保護課 高齢介護室
32	⑨入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。	介護保険施設及びグループホーム等の整備につきましては、寝屋川市高齢者保健福祉計画に基づき適切に整備を行います。	高齢介護室
33	⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。	介護職員の処遇改善助成金につきましては、国や府の動向を注視してまいります。	高齢介護室
34	⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。	補聴器の購入補助につきましては、今後、国の動向を注視してまいります。	高齢介護室
		今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課
35	⑫介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。	介護保険被保険者証のマイナンバーカード化につきましては、今後、国の動向を注視してまいります。	高齢介護室

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
36	7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療 ①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。	法律に基づき適正に対応してまいります。	障害福祉課
37	②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。	国からの通知に基づき適正に対応してまいります。	障害福祉課
38	③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和5年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。	国からの通知に基づき適正に対応してまいります。	障害福祉課
39	④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。	国からの通知に基づき該当するケースを把握したうえで、適切に対応してまいります。	障害福祉課

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
40	⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。	法律や国からの通知に基づき、個々の状況に応じて適切に判断し対応してまいります。	障害福祉課
41	⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること	今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課
42	⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること	今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課
43	⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	総合事業については、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう実施しています。	高齢介護室
44	⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	低所得者に対する利用料の軽減策については、国及び大阪府に対し総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しております。	高齢介護室
		今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
45	<p>⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。</p>	<p>重度障害者医療費助成制度については、持続可能な制度運営をするため、府内共通の取扱いとして実施されており、今後も各市町村との整合を図る必要があると考えています。</p>	医療助成担当
46	<p>8. 生活保護 ①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。</p>	<p>「扶養照会」につきましては、厚生労働省通知等に基づき対応しております。なお、2022年度は1,383件の扶養照会を行い、扶養に結びついた件数は1件です。生活保護相談時に申請意思を表明した場合は、速やかに申請を受理しております。</p>	保護課
47	<p>②札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。 札幌市生活保護ポスター <a href="https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf">https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf</a> 寝屋川市生活保護チラシ <a href="https://www.city.neyagawa.osaka.jp/hogoshinseisodan.pdf">hogoshinseisodan.pdf</a> (city.neyagawa.osaka.jp)</p>	<p>令和4年度に作成し本庁舎等に掲示しております。</p>	保護課
48	<p>③ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や2020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p>	<p>生活保護の実施体制につきましては、被保護世帯の実態に応じてケースワーカー及び支援員等を配置しております。生活保護の適正実施を図るため、研修会等への参加や職場内研修を実施しております。窓口等において、申請者に対しては、丁寧な対応を行っております。</p>	保護課

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
49	④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。	家庭訪問につきましては、世帯の状況に応じて行っております。	保護課
50	⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)	令和5年度に「生活保護の説明」、「生活保護のしおり」の見直しを行いました。今後も必要に応じて見直しを行ってまいります。 また、冊子は窓口カウンターに備えております。申請書は相談で申請の意思を明らかにされた方に説明を添えてお渡ししています。	保護課
51	⑥国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。	国が令和6年3月からマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を導入することを予定しており、導入後は生活保護の受給有無を確認できます。健診につきましては、他課と連携して受診の案内を行っております。	保護課
52	⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	警察OBにつきましては、窓口での暴力的言動等に対応するため、引き続き配置します。 本市生活保護適正化ホットライン事業は、生活保護制度の適正化に向けた取組であり、引き続き適切に実施します。	保護課
53	⑧生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。	生活保護基準につきましては、厚生労働省通知に基づいて対応します。	保護課

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
54	⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	住宅扶助につきましては、個々の生活保護世帯の状況に応じて、経過措置の適用や特別基準の設定を行っております。	保護課
55	⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。	法令及び厚生労働省通知等に基づき対応するとともに、国の動向を注視してまいります。	保護課
56	⑪国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。	厚生労働省通知等に基づき対応するとともに、国の動向を注視してまいります。	保護課

## 「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
57	<p>9. 防災関係</p> <p>①災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。</p>	<p>小学校の体育館の冷暖房につきましては、計画的に進めていく予定です。</p> <p>まずは、校舎棟のトイレの洋式化を長寿命化計画を踏まえ計画的に進めていきます。体育館のトイレの整備率は、現在100%です。</p>	施設給食課
58	<p>②高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>	<p>要望を頂いた団体に対して、市の防災ガイドブックやハザードマップを用いて、防災出前講座を実施しております。（出水期は除く）</p>	防災課

【行政側出席者】

大阪社会保険推進協議会との懇談会

日時・時間 令和5年8月9日(水)午前10時から

(機構順)

	所属	役職	氏名	備考
1	人事室	室長兼課長	上之園 武訓	
2	防災課	課長	岡本 隆史	
3	医療助成担当	課長	森本 晃彰	
4	国民健康保険担当	課長	行武 修	
5	徴収・納付担当	次長兼課長	法元 俊行	
6	環境総務課	課長	園 高哉	
7	保健総務課	課長	豊山 人司	
8	健康づくり推進課	課長	大久保 美紀	
9	保健予防課	次長兼課長	柴田 知成	
10	福祉総務課	課長	阪本 幸美	
11	保護課	課長	浦口 康弘	
12		係長	田中 大資	
13	高齢介護室	室長兼課長	静 友哉	
14		課長	出野 純一	
15		係長	増茂 誠一	
16	障害福祉課	次長兼課長	勝浦 由紀子	
17	保育課	課長	岡 裕二	
18		課長	山内 健功	
19	こどもを守る課	課長	木村 克久	
20	子育て支援課	次長兼課長	山口 浩	
21	まちづくり推進課	課長	乾 太郎	
22	施設給食課	次長兼課長	山口 幸宏	
23		課長	村井 和香子	
24	学務課	課長	坂本 済浩	
25	教育指導課	係長	宮本 惇史	
26	企画二課	課長	國村 幸司	事務局
27	企画二課	係長	中野 翔大	事務局
28	企画二課		杉村 幸恵	事務局